

令和8年度介護施設等職員実務者研修(権利擁護)事業委託仕様書

1 委託事業名

令和8年度介護施設等職員実務者研修(権利擁護)事業

2 目的

この仕様書は、委託者三重県(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に委託する前記1の事業に係る業務(以下「委託業務」という。)について、その内容及び実施方法を定めるものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

4 履行場所

三重県内

5 委託業務の内容等

(1) 目的

介護保険法の改正や、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、介護施設等においても「高齢者の尊厳の保持」の視点に立った虐待防止などの高齢者の権利擁護のための取組の強化が求められている。

本事業は、こうした観点から、介護施設等(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等)の現場において、実際に保健医療サービス及び福祉サービスを提供している看護職員を対象として、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識・技術を修得させることにより、高齢者権利擁護の取組を推進する人材を養成していくことを目的とする。

(2)業務の内容

ア 研修会の実施

「高齢者権利擁護等推進事業実施要綱3(1)イ(イ)b、別紙 2 2看護実務者研修」に基づき、研修会開催日程、会場の確保、当日の準備や進行等研修運営にかかる事務を行う。研修内容は、要綱に記載された全カリキュラムを網羅し、『利用者の尊厳ある生活を支えるケアと看護』に関する研修の強化につとめることとする。

イ 講師及び演習指導者の確保

研修の講師、演習指導者については、研修目的及び内容に応じた者を充てるものとし、乙は講師等への交渉・講師依頼及び報酬費支払いを行うものとする。

ウ 受講手続き等

研修の案内については、県より各介護施設等に周知を行い、受講申し込みについては、受講者が所属の施設等の長を通じて、乙に申し出るものとする。

エ 厚生労働省「高齢者権利擁護等推進事業」における「看護指導者養成研修」「介護

施設等における看護指導者養成研修」受講者を公募し、推薦すること。

対象者は三重県内の介護施設等に勤務する指導的立場の看護師2名。

なお、研修派遣者については、当該事業の趣旨に基づき、後日、県で実施される看護実務者研修(別紙「高齢者権利擁護等推進事業実施要綱」3(1)イ(イ)bの企画・立案に参画し、研修会のアドバイザーになっていただける方であることを選定の条件とします。

研修の参加費、旅費は三重県で負担します。

オ 書類の提出

(1) 事業修了後は、【様式1】に基づき事業実績報告書・事業経費の内訳を提出するものとする。

(2) 事業の内容を変更するときは、甲が作成する協議書を基に協議し、乙が変更見積を提出したうえで変更契約を行う。

カ その他

社会情勢により研修内容のすべてまたは一部が実施できない場合は、甲乙 協議して決定するものとする。

6 個人情報の取扱いについて

個人情報については別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」の内容を遵守すること。これに基づき受託者は、

- ・個人情報の責任体制等を記載した書面を委託者に提出する。
- ・個人情報の受け渡し、廃棄・消去にあたっては書面による確認を行う。
- ・個人情報を管理するための台帳を整備する。
- ・個人情報の取扱いについて、委託者からの点検を受ける。

なお、見積書の提出にあたって、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 66 条第2項及び第 67 条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項があるので留意すること。

7 暴力団等の排除について

受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (3) 委託者に報告すること。
- (4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

なお、受託者が(2)又は(3)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基

づく落札資格停止等の措置を講じる。

8 その他

- (1) 看護指導者養成研修修了者を有効活用する。
- (2) 本契約について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でもその履行上当然必要な事項については、甲乙のそれぞれの責任者が協議の上、これを行うものとする。
- (3) 乙は、当該事業を実施する上で知り得た甲の業務上の秘密を他人に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。